

地域農林水産業の振興について

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰など、厳しい環境にある。

一方、住民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農地や森林が有する国土保全への貢献や農山漁村の美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

国では、こうした状況は、我が国農林水産業の大きな変革期にあるとして、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し農林水産業の振興を強力に推し進めるため、「攻めの農林水産業」の展開が示されたところである。

この「攻めの農林水産業」の展開では、「需要のフロンティアの拡大」、「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」を戦略の3つの柱に、平成26年度からの本格的な実施を視野に施策が検討されている。

特に、「生産現場の強化」については、農林水産業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」、人・経営体に着目した経営所得安定対策を柱とする「担い手総合支援」として、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金、経営安定所得対策など、既存制度の見直しによる新制度の創設が検討されている。

については、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた安定的な制度の構築

(1) 中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、住民が相互に協力し、小規模ながらも地域資源や地域の特色を生かした農林水産物を、多様化する消費者ニーズに対応し供給してきた。

また、このような対応を通じ、不利な条件を克服する地域づくりを進めてきたところであり、長年のこうした努力が農山漁村の健全な形成に大いに貢献してきたところである。

については、「日本型直接支払い」や「担い手総合支援」など新制度の創設に当たり、こうした地域の実情を反映した、きめ細かな支援がで

きる仕組みとすること。

(2) 安定した担い手の育成や国土の有効な活用を促進し、多くの農林水産業の課題を解決するためには、生産者をはじめ関係者が将来に向かい、しっかりと対策に取り組む体制を構築することが肝要である。

このため、新制度創設に当たっては、法制化を含む安定した制度とすること。

2 「日本型直接支払い」の制度設計

(1) 中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金など、既存制度における共同活動については、組織的な対応による農地の保全・活用や集落営農の組織化、地域コミュニティー形成など、地域の健全な維持・保全に大いに貢献してきた。

新制度においても、集落や地域が一体となって取り組む活動に支援を継続するとともに、既存制度の支援水準をベースとし、農業者等に分かりやすい制度設計とすること。

(2) 高齢化の進展や担い手の減少など、集落機能が脆弱となりつつある実情に即し、こうした共同活動を広く展開することは、地域の健全な維持・保全を図る上で重要かつ肝要な事項である。

このため、新制度に当たっては、広く制度へ参加できる柔軟な要件の設定や事務負担軽減に配慮すること。

3 「担い手総合支援」の制度設計

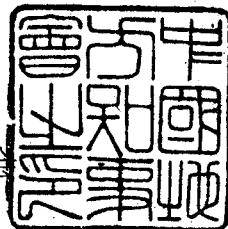
農林水産業の振興に当たり、担い手の育成確保は恒久的課題であり、地域の実情に応じた担い手を安定的かつ継続的に確保していく必要がある。

については、担い手が経営力を高め、地域の農林水産業の核となるために、地域が必要とする担い手を柔軟に設定し、担い手が安心して将来ビジョンを描くことができる経営所得の安定化に資する制度とすること。

また、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消の強化策として表明された、農地の中間的受け皿の設置に当たっては、実効性及び持続性が確保される制度とすること。

平成25年5月30日

中國地方知事会



鳥取県知事	井 伸	治
島根県知事	口 善	兵衛
岡山県知事	木 隆	太
広島県知事	崎 英	彦
山口県知事	湯 繁	太郎